【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.33
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	有限会社丸六
【住所又は本店所在地】	東京都文京区西片二丁目4番2号
【報告義務発生日】	2026年11月6日
【提出日】	2026年11月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	共同保有者の組織変更、名称変更及び事業内容の変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	松井証券株式会社
証券コード	8628
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社丸六
住所又は本店所在地	東京都文京区西片二丁目4番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年4月7日
代表者氏名	松井　千鶴子
代表者役職	取締役社長
事業内容	有価証券に対する投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　須田 英明
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

オーナー一族が所有する会社であり、安定株主として保有のため。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	96,706,100			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 96,706,100	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			96,706,100
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月30日現在）	AD	259,264,702
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	15,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		37.30

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	37.30

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者１は、2026年11月４日付で、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）との間で、提出者１が保有する発行者の普通株式51,489,700株を譲渡する契約を締結しております。当該株式譲渡は、2026年12月28日に実行される予定です。
提出者１は、2026年11月４日付で、提出者２（以下、提出者１と併せて「創業家株主」といいます。）及びゆうちょ銀行との間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、発行者の株式について、以下を合意しております。なお、以下の合意については、いずれも当該株式譲渡が実行されることを条件に効力を生じるものとされております。
（１）ゆうちょ銀行は、創業家株主の事前の書面による承諾なく、(i)保有する発行者の株式等の譲渡、貸与、担保権の設定、処分等、(ii)発行者の株式等に係る取得等、及び(iii)第三者との間で発行者の株式等に関する金融商品取引法第27条の2第7項第2号に定める合意をしてはならず、また、第三者との間でゆうちょ銀行が保有する発行者の株式等の全部又は一部の譲渡等に関する情報提供、提案、勧誘、協議又は交渉を行うことが制限されていること。ただし、ゆうちょ銀行が銀行法その他の法令上の制約により議決権割合を維持できなくなった場合には、所定の通知手続を経て第三者に株式を譲渡できること、当該譲渡に際して、創業家株主は、一定の期間内に通知することにより、ゆうちょ銀行から当該株式を買い受けることができること。
（２）本株主間契約の締結日から一定期間経過後、ゆうちょ銀行が保有する発行者の株式等を第三者に譲渡することができるが、その場合においても、創業家株主又はその指定する第三者に対して優先的に譲渡を打診し、優先交渉期間を設ける必要があること。
（３）創業家株主が保有する発行者の株式を第三者に譲渡する場合は、一定の例外を除き、ゆうちょ銀行又はその指定する第三者に対して優先的に譲渡を打診し、優先交渉期間を設ける必要があること。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	1,520,354
借入金額計（AH）（千円）	64,501,126
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	66,021,480

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
松井　道夫	個人		東京都文京区	2	10,391,104
松井　千鶴子	個人		東京都文京区	2	54,110,022

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社松興社
住所又は本店所在地	東京都文京区西片二丁目4番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1990年10月1日
代表者氏名	松井　千鶴子
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	不動産の売買・交換・賃借及び管理

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　須田 英明
電話番号	03-6889-7000

（2）【保有目的】

オーナー一族が所有する会社であり、安定株主として保有のため。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	35,721,624			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				

株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 35,721,624	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V+W+X+Y-Z-AA）	AB			35,721,624
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（2026年9月30日現在）	AD	259,264,702
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	15,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB/（AD+AE-AF）×100）		13.78
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		13.78

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者２は、2026年11月４日付で、提出者１及びゆうちょ銀行との間で本株主間契約を締結し、発行者の株式について、以下を合意しております。なお、以下の合意については、いずれも提出者１からゆうちょ銀行に対する発行者の普通株式の譲渡が実行されることを条件に効力を生じるものとされております。
（１）ゆうちょ銀行は、創業家株主の事前の書面による承諾なく、(i)保有する発行者の株式等の譲渡、貸与、担保権の設定、処分等、(ii)発行者の株式等に係る取得等、及び(iii)第三者との間で発行者の株式等に関する金融商品取引法第27条の2第7項第2号に定める合意をしてはならず、また、第三者との間でゆうちょ銀行が保有する発行者の株式等の全部又は一部の譲渡等に関する情報提供、提案、勧誘、協議又は交渉を行うことが制限されていること。ただし、ゆうちょ銀行が銀行法その他の法令上の制約により議決権割合を維持できなくなった場合には、所定の通知手続を経て第三者に株式を譲渡できること、当該譲渡に際して、創業家株主は、一定の期間内に通知することにより、ゆうちょ銀行から当該株式を買い受けることができること。
（２）本株主間契約の締結日から一定期間経過後、ゆうちょ銀行が保有する発行者の株式等を第三者に譲渡することができるが、その場合においても、創業家株主又はその指定する第三者に対して優先的に譲渡を打診し、優先交渉期間を設ける必要があること。
（３）創業家株主が保有する発行者の株式を第三者に譲渡する場合は、一定の例外を除き、ゆうちょ銀行又はその指定する第三者に対して優先的に譲渡を打診し、優先交渉期間を設ける必要があること。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	2,546,755
借入金額計（AH）（千円）	8,066,800
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	10,613,555

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
松井　道夫	個人		東京都文京区	2	3,226,720
松井　千鶴子	個人		東京都文京区	2	4,840,080

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

３【提出者（大量保有者）／３】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	松井　道太郎
住所又は本店所在地	東京都新宿区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	松井証券株式会社
勤務先住所	東京都千代田区麹町一丁目4番地

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　須田 英明
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

経営権保持のため。
新株予約権については、発行者からストックオプションとして付与されたものです。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	27,900			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 15,200	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 43,100	W	X	Y

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA	
保有株券等の数（総数）（V+W+X+Y-Z-AA）	AB	43,100
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC	
保有潜在株券等の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）		15,200

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（2026年9月30日現在）	AD	259,264,702
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	15,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB/（AD+AE-AF）×100）		0.02
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		0.02

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	28
借入金額計（AH）（千円）	0
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	・潜在株式（新株予約権）　15,200株（内訳は以下の通り） 第8回新株予約権の取得　4,900株（2021年7月28日） 第9回新株予約権の取得　10,300株（2022年7月28日）
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	28

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

4【提出者（大量保有者）／4】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ＭａｍＦｉｖｅ
住所又は本店所在地	東京都文京区西片二丁目4番2号
旧氏名又は名称	株式会社ＭａｍＦｉｖｅ
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2011年10月28日
代表者氏名	松井　道太郎
代表者役職	代表社員
事業内容	1.映画、映像、音楽、演劇、出版、放送、広告、スポーツ、食、学術、教育その他の文化、芸術及びエンターテインメントに関する事業 2.投資業 3.不動産の賃貸借及び管理業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　ＪＰタワー 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　須田 英明
電話番号	03-6889-7000

（2）【保有目的】

オーナー一族が所有する会社であり、安定株主として保有のため。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	5,862,400			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 5,862,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			5,862,400
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月30日現在）	AD	259,264,702
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	15,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		2.26

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	2.26

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	0
借入金額計（AH）（千円）	4,956,378
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	4,956,378

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
有限会社松興社	法人（有限会社）	松井　千鶴子	東京都文京区西片二丁目4番2号	2	530,700
松井　千鶴子	個人		東京都文京区	2	4,425,678

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

（１）　有限会社丸六
（２）　有限会社松興社
（３）　松井　道太郎
（４）　合同会社ＭａｍＦｉｖｅ

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	138,318,024			

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 15,200	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 138,333,224	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V+W+X+Y-Z-AA）	AB			138,333,224
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				15,200

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（2026年9月30日現在）	AD	259,264,702
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	15,200
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB/（AD+AE-AF）×100）		53.35
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		53.35

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（%）

有限会社丸六	96,706,100	37.30
有限会社松興社	35,721,624	13.78
松井　道太郎	43,100	0.02
合同会社ＭａｍＦｉｖｅ	5,862,400	2.26
合計	138,333,224	53.35